

## 第4章 ポルトガル

(参考) 1ユーロ=110.94円 (2011年期中平均)

### 1 経済・雇用失業情勢

#### (1) 経済情勢

〈表1-5-1〉ポルトガルの実質GDP成長率

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2010				2011	
											Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
実質GDP成長率	2.0	0.7	-0.9	1.6	0.8	1.4	2.4	0.0	-2.6	0.5	0.9	0.4	0.3	-0.5	-0.6	0.0

資料出所：EU統計局（EUROSTAT）ホームページ  
注：各四半期の値は対前期比、季節調整済み値。

ポルトガルの経済成長率は、2004年から2007年まではプラスであったが、世界金融危機の影響を受けて2008年は0.0%、2009年はマイナス2.6%となった。2010年は0.5%、2011年第2四半期は0.0%となっている。

#### (2) 雇用・失業情勢

〈表1-5-2〉ポルトガルの労働力人口、労働力率

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2010				2011	
											Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
労働力人口	5,352	5,442	5,502	5,531	5,590	5,631	5,661	5,667	5,636	5,636	5,659	5,634	5,628	5,624	5,555	5,568
男性	2,921	2,964	2,981	2,992	3,002	3,023	3,024	3,028	2,997	2,984	2,999	2,975	2,977	2,986	2,946	2,943
女性	2,431	2,477	2,520	2,538	2,588	2,609	2,638	2,640	2,639	2,652	2,660	2,659	2,650	2,638	2,610	2,625
労働力率	72.1	72.7	72.9	73.0	73.4	73.9	74.1	74.2	73.7	74.0	74.1	74.0	74.0	73.9	74.3	74.3
男性	79.6	80.0	79.6	79.1	79.0	79.5	79.4	79.5	78.5	78.2	78.4	78.0	78.1	78.3	78.7	78.5
女性	64.8	65.6	66.5	67.0	67.9	68.4	68.8	68.9	69.0	69.9	69.9	70.0	69.9	69.7	69.9	70.3
15～24歳	47.3	47.7	45.4	43.8	43.0	42.7	41.9	41.6	39.2	36.7	37.8	36.6	36.4	36.0	38.7	37.3
25～54歳	85.3	85.3	85.9	86.3	87.1	87.7	87.8	88.0	87.9	88.7	88.7	88.7	88.8	88.6	88.5	89.0
55～64歳	51.9	53.4	54.0	53.2	53.8	53.5	54.4	54.4	53.9	54.0	53.8	54.1	53.9	54.3	54.4	54.0

資料出所：EU統計局（EUROSTAT）ホームページ  
注1：各年の値は年間における平均値。  
注2：特に注がない場合の労働力率は15～64歳における率。

労働力率は2001年の72.1%から2011年第2四半期の74.3%まで増加傾向である。この間、男性の労働力率は横ばいまたはやや低下傾向の動きを示している。これに対し、女性の労働力率は2001年の64.8%から2011年第2四半期の70.3%まで5.5ポイント上昇しており、

全体の増加に寄与していることがわかる。

年齢別では、15～24歳で2001年の47.3%から2011年第2四半期の37.3%に10ポイント低下している。同じ期間に、25～54歳では85.3%から89.0%、55～64歳では51.9%から54.0%に上昇している。

〈表1-5-3〉ポルトガルの就業者数、就業率

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010				2011		
														2011		
										Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	
就業者数	5,112	5,137	5,118	5,123	5,123	5,160	5,170	5,198	5,054	4,978	5,009	4,992	4,964	4,949	4,866	4,893
パートタイム比率	11.1	11.2	11.7	11.3	11.2	11.3	12.1	11.9	11.6	11.6	11.9	11.8	11.2	11.5	13.7	12.9
有期雇用比率	20.3	21.5	20.6	19.8	19.5	20.6	22.4	22.8	22.0	23.0	23.3	23.0	23.2	22.5	22.1	22.8
男性	2,810	2,816	2,787	2,784	2,765	2,790	2,789	2,797	2,688	2,645	2,656	2,640	2,644	2,638	2,592	2,594
パートタイム比率	6.7	7.0	7.3	7.1	7.0	7.4	8.0	7.4	7.5	8.2	8.5	8.1	7.9	8.1	10.6	10.4
有期雇用比率	18.4	19.9	19.0	18.7	18.7	19.5	21.8	21.7	20.9	22.4	22.7	22.3	22.7	21.8	21.8	22.3
女性	2,302	2,321	2,331	2,339	2,357	2,370	2,380	2,401	2,367	2,334	2,353	2,352	2,319	2,311	2,275	2,299
パートタイム比率	16.4	16.4	16.9	16.3	16.2	15.8	16.9	17.2	16.4	15.5	15.7	15.8	15.0	15.4	17.3	15.8
有期雇用比率	22.5	23.4	22.3	21.1	20.4	21.7	23.0	24.1	23.2	23.6	23.9	23.7	23.6	23.3	22.4	23.4
就業率	69.0	68.8	68.1	67.8	67.5	67.9	67.8	68.2	66.3	65.6	65.8	65.7	65.5	65.2	64.6	64.8
男性	77.0	76.5	75.0	74.2	73.4	73.9	73.8	74.0	71.1	70.1	70.2	70.0	70.1	69.9	68.7	68.6
女性	61.3	61.4	61.4	61.7	61.7	62.0	61.9	62.5	61.6	61.1	61.5	61.5	60.9	60.7	60.6	61.2
15～24歳	42.9	42.2	38.8	37.1	36.1	35.8	34.9	34.7	31.3	28.5	29.3	29.1	27.9	27.7	27.9	27.2
25～54歳	82.3	81.5	81.0	81.1	80.8	81.3	81.0	81.6	79.7	79.2	79.5	79.3	79.2	78.8	78.0	78.8
55～64歳	50.2	51.4	51.6	50.3	50.5	50.1	50.9	50.8	49.7	49.2	49.2	49.3	49.0	49.4	48.9	47.7

資料出所：EU統計局（EUROSTAT）ホームページ

注1：各年の値は年間における平均値。

注2：特に注がない場合の就業率は15～64歳における率。

就業者数は2001年の511.2万人が2008年には519.8万人と、2008年までは増加傾向だったが、2010年は497.8万人、2011年第2四半期は489.3万人と減少している。

就業率は2001年69.0%から2008年68.2%まで横ばい傾向だったが、その後2010年は65.6%、2011年第2四半期は64.8%と減少している。特に男性は2001年77.0%

から2011年第2四半期68.6%と大きく減少している。一方女性は横ばい傾向にある。

パートタイム比率は、特に男性が2001年6.7%から2011年第2四半期10.4%と上昇している。

有期雇用比率は、特に男性が2001年18.4%から2011年第2四半期22.3%と上昇している。

〈表1-5-4〉ポルトガルの失業者数、失業率

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010				2011			
														2011			
										Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	
失業者数	241	305	384	408	468	472	491	470	582	658	638	656	665	673	677	689	691
失業率	4.6	5.7	7.1	7.5	8.6	8.6	8.9	8.5	10.6	12.0	11.6	12.0	12.2	12.3	12.4	12.6	12.7
25歳未満	11.5	14.3	17.8	18.9	19.8	20.1	20.4	20.2	24.8	27.7	27.4	27.0	28.9	27.3	27.1	29.0	29.9
男性	3.9	5.1	6.7	7.2	8.1	7.9	8.0	7.9	10.7	11.8	11.7	11.8	11.7	12.1	12.1	12.2	12.3
25歳未満	9.3	12.7	16.0	17.4	17.6	18.8	17.5	17.2	24.1	27.4	27.9	27.7	28.5	25.4	25.3	27.8	28.4
女性	5.4	6.4	7.7	8.0	9.1	9.3	10.0	9.2	10.5	12.2	11.6	12.2	12.7	12.6	12.7	12.9	13.0
25歳未満	14.3	16.5	20.1	20.8	22.5	21.7	24.0	23.8	25.5	28.0	26.8	26.3	29.3	29.5	29.2	30.4	31.7

資料出所：EU統計局（EUROSTAT）ホームページ

注1：各年の値は年間における平均値。

注2：四半期値は季節調整済値。

失業者数は、2001年の24.1万人から2007年の49.1万人まで増加し、2008年47.0万人と減少した後、2009年58.2万人、2010年65.8万人と増加し、2011年第3四半期は69.1万人であった。

失業率も同様に、2001年の4.6%から2007年の8.9%まで上昇し、2008年に8.5%と低下した後、2009年は

10.6%、2010年は12.0%と増加し、2011年第3四半期は12.7%となった。

25歳未満の失業率は、2001年の11.5%から2010年には27.7%、2011年第3四半期には29.9%に上昇しており、EU平均（2010年21.1%、2011年第3四半期21.5%）より7%～9%程度高い水準となっている。

## 2 雇用・失業対策の実施機関

ポルトガル<sup>1)</sup>においては、雇用対策について、ポルトガル労働・社会連帯省 (Ministério do Trabalho e da Solidariedade Social : MTSS)<sup>2)</sup> が施策を立案し、公法上の法人である雇用・訓練庁 (Instituto de Emprego e Formação Profissional : IEFP)<sup>3)</sup> が、管理運営主体となり、求職者への職業紹介、職業訓練の実施、失業保険の支給手続き、助成金支給業務などを行っている。

雇用・訓練庁(IEFP) は5の地域総局と全国に81のジョブ・センター (Centros de Emprego)、28の職業訓練センター (Centros de Formação Profissional de Gestão Directa)<sup>4)</sup>、5の雇用・職業訓練センター (Centros de Emprego e Formação Profissional)<sup>5)</sup>、1の職業リハビリテーションセンター(Centro de Reabilitação Profissional) を擁している。

なお、雇用・訓練庁 (IEFP) の許可があれば、民間事業者による職業紹介事業が認められている。<sup>6) 7)</sup>

## 3 労働・社会保険制度等

### (1) 失業保険制度

#### a 制度の概要

ポルトガルにおける失業保険制度は、年金、医療等の社会保険制度の一部として運営されている。その他、税財源からなる失業手当がある。

#### b 根拠法令

法律7/2009 (及び改正法である法律105/2009) など。

#### c 管理運営主体

ポルトガル社会保険庁が管理運営を行う。資格審査はジョブ・センター (Centros de Emprego) が行う。

#### d 財源等

ポルトガルにおける失業保険制度は、年金、医療等の社会保険制度の一部として運営されている。被用者の社会保険料率は表1-5-5のとおり。失業保険については全体の保険料率34.75%のうち5.22%となっている。

なお、失業手当は税財源である。

〈表1-5-5〉被用者の社会保険料率

		(%)
		計
年金		16.01
老齢		3.42
障害		3.67
遺族		3.78
医療等		5.22
失業		0.5
職業病		2.15
その他		34.75
計		(事業主23.75%、本人11.0%)

資料出所：米国社会保障庁“Social Security Programs Throughout the World : Europe 2010”を基に厚生労働省大臣官房国際課において作成。

注：各保険における労使分担は職業病（事業主のみ0.5%）を除き明記されていない。

#### e 制度の対象者

被用者である労働者で、自営業者は対象ではない。

#### f 受給要件

##### (a) 失業給付

以下の要件を全て満たすこと。

- 過去24か月の間に45日間職に就いており、失業保険料を納付していたこと。
- 非自発的失業であること。
- ジョブ・センターに求職者登録を行い、職に就く能力があり、就く意志があること。
- 障害年金及び老齢年金の受給者でないこと。

■ 1) ポルトガルは、国内を7つの地域及び30の準地域に分割している。

(資料出所：ポルトガル投資庁のPortugal- Country Profile (2011年6月版)

(<http://www.portugalglobal.pt/EN/Biblioteca/Documents/PortugalCountryProfile.pdf>) 参照。)

■ 2) ポルトガル労働・社会連帯省 (MTSS) のホームページ (<http://www.mtss.gov.pt/>) 参照。

■ 3) ポルトガル雇用・訓練庁 (IEFP) は、ポルトガル労働・社会連帯省 (MTSS) の管轄下にある公的機関で、1979年に設置された。

ホームページ (<http://www.iefp.pt/Paginas/Home.aspx>) を参照。

IEFPの組織についてはホームページ (<http://www.iefp.pt/iefp/sobre/instituicao/Paginas/Home.aspx>) 参照。

■ 4) ポルトガル雇用・訓練庁 (IEFP) 直轄の職業訓練施設である。

■ 5) 地域総局管轄の職業訓練施設である。

■ 6) ポルトガル雇用・訓練庁 (IEFP) のホームページ (FAQ) (<http://www.iefp.pt/FAQ/Paginas/Home.aspx>) を参照。

■ 7) 根拠法は、政令第260号 (2009年9月25日付け (Decree-Law 260/2009 of 25 September))。政令 (Decree Law) とは、法律の規定を実施するために制定された執行命令や、法律の委任に基づいて制定される委任命令である。

## (b) 失業手当

以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 失業保険の給付期間を使い果たしたか、失業保険給付の在職期間の要件を満たしていないこと。
- ・ 過去12か月の間に180日間、職に就いていたこと。
- ・ 非自発的失業であること。
- ・ ジョブ・センターに求職者登録を行い、職に就く能力があり、就く意志があること。
- ・ 障害年金及び老齢年金の受給者でないこと。
- ・ 世帯所得が社会給付額（IAS：Indexante dos apoios sociais、2011年においては月額419.22ユーロ）の80%を超えず、動産資産が社会給付額（IAS）の240倍を超えないこと。

## g 給付内容

## (a) 失業給付（subsídio de desemprego）

失業前2か月までの12か月間の賃金（参照賃金）の65%。なお、最高額・最低額の定めがあり、最高額は原則として社会給付額（IAS）の3倍、最低額は原則として社会給付額（IAS）と定められている。

給付期間は年齢・保険料納付期間に応じて決められており、表1-5-6のとおり。

〈表1-5-6〉失業保険給付の給付日数

年齢	保険料納付期間	給付日数
30歳未満	24か月未満	270日
	24か月以上	360日
	保険料納付期間5年ごとに給付日数は30日追加。	
30歳以上40歳未満	48か月未満	360日
	48か月以上	540日
	過去20年における保険料納付期間5年ごとに給付日数は30日追加。	
40歳以上45歳未満	60か月未満	540日
	60か月以上	720日
	過去20年における保険料納付期間5年ごとに給付日数は30日追加。	
45歳以上	72か月未満	720日
	72か月以上	900日
	過去20年における保険料納付期間5年ごとに給付日数は60日追加。	

資料出所：欧州委員会MISSOCの公表資料を基に厚生労働省大臣官房国際課において作成。

## (b) パートタイム失業給付

失業保険給付の受給者だった者あるいは申請した者がパートタイム労働を受け入れた場合にパートタイム就業給付が支給される。給付額は原則として、失業保

険給付額の135%と就労収入の差額で、失業保険給付額を上限とする。

## (c) 失業手当

社会的手当（IAS）の80%で、被扶養者がいる場合には同100%である。

給付期間は失業保険給付の在職期間の要件を満たしていない場合には失業保険給付の給付期間と同様（表1-5-6参照）であり、失業保険給付を使い果たした場合には失業保険給付の給付期間の半分である。

## (d) その他の給付

高齢者の失業者で失業保険給付を使い果たした者に対しては年金の早期受給が認められている。詳しくは3(4)を参照のこと。

## (2) 労災保険制度

## a 概要

ポルトガルにおける労災保険制度は、政府が制度の監督を行い、民間の保険会社によって実際の運用が行われる点に特徴がある。なお、職業病についての保険制度は国立職業病保険基金により運営されている。

## b 根拠法令

法律98/2009など。

## c 管理運営主体

政府が制度の監督を行い、民間の保険会社によって実際の運用が行われる。職業病についての保険制度は国立職業病保険基金により運営されている。

## d 財源

事業主・自営業者は労災事故を補償する保険を民間の保険会社から購入する義務がある。民間保険会社から購入した保険の保険料の他に、事業主負担の社会保険料23.75%のうち0.5%が職業病部分として徴収される。

## e 制度の対象者

自営業者を含む労働者。

**f 補償の対象**

業務上及び通勤上の負傷、疾病、障害又は死亡が補償の対象である。

**g 給付内容**

傷害による場合（民間保険によりカバー）と職業病の場合（国立職業病保険基金によりカバー）について、給付は下記のとおり同一の内容である。

**(a) 医療給付**

原則として、支払った治療費は後払いで支給される。

**(b) 一時労働不能給付**

一時的労働不能の場合、事故前総賃金の70%、12か月経過後は同75%が支給される。

**(c) 永久部分労働不能給付**

認定された障害度合が30%を超過する場合には、残存能力に応じて年金が支給される。障害度合が30%を下回る場合には、一時金が支給される。

**(d) 永久全面労働不能給付**

ア それまでの勤務はできないが、なんらかの職に就ける場合

残存能力の度合に応じて事故前総賃金の50~70%が支給される。

イ あらゆる職に就くことが困難な場合

事故前総賃金の80%が支給される。また、被扶養者1人につき10%が増額される（最大で合計100%）。

**(e) その他の給付**

この他、死亡給付、遺族年金、遺児年金、両親年金、葬祭費などが支払われる。

**(3) 出産に関する給付等****a 出産に関する給付**

自営業者を含む労働者に対し、母親及び父親合わせて連続120日間又は150日間の出産休暇が認められている。出産休暇中は、総賃金の100%（120日間の場合）又は80%（150日間の場合）が支給される。なお、母親

及び父親がそれぞれ30日間連続で（もしくは15日間連続を2回）休暇をとった場合、多子出産の場合には、それぞれ30日間の延長が付与される。

出産休暇のうち、母親専用の休暇（subsídio parental inicial exclusivo da mãe）として出産前30日（任意）と出産後6週間（強制）が指定されている。また、父親専用の休暇（subsídio parental inicial exclusivo do pai）として出産直後の連続5日間とその後30日間のうちの連続した5日間（強制）、さらにその後の期間において10日間（任意）が認められている。

**b 育児休暇等**

子供が6歳になるまで、労働者には育児休暇を取ることが認められる。また、出産休暇終了後3か月間の休暇取得又は12か月間のパートタイム勤務を選択することができる。また、労働協約の取り決めの下、3か月の休暇相当分について労働時間短縮と休暇を組み合わせることもできる。

なお、家族が病気や事故の場合で介護が必要な場合には、年間15日（12歳未満の子供の場合30日）までの休暇取得が認められている。

**(4) 年金制度****a 概要**

ポルトガルにおける法令上の退職年齢は65歳となっているが、強制されるものではなく、65歳以上で働き続ける者も少なからずいる。なお、ポルトガルにおける65歳以上の労働力率は、2010年で16.6%となっており、EU加盟27か国中もっとも高い。

**b 根拠法令**

政令第265/99など。

**c 管理運営主体**

労働社会連帯省の監督の下、社会保険庁にて運営されている。

**d 財源**

医療等と一体として徴収・運営される保険料のうち、老齢年金保険分は16.01%である。（障害年金は3.41%、

遺族年金は3.67%) 詳しくは3(1)の表1-5-5を参照のこと。

#### e 制度の対象者

被用者及び自営業者で、所得が社会給付額 (IAS) の6倍を超える者。

#### f 受給要件

##### (a) 通常の給付

老齢年金の支給開始年齢は65歳で、15年間以上の年金加入期間が必要となる。なお、1年間の年金加入期間と見なされるためには120日間の保険料納付期間が必要である。

##### (b) 繰上げ給付

55歳以上65歳未満で、30年以上の年金加入期間が必要である。

##### (c) 失業者のための繰上げ給付

62歳以上の失業者で、失業時に57歳以上であって、15年以上の年金加入期間がある場合で、失業保険給付を使い果たしている場合。あるいは57歳以上の失業者で、失業時に52歳以上であって、22年以上の年金加入期間がある場合で、失業保険給付を使い果たしている場合。

#### g 給付の内容

毎月の給付額は、原則として、保険料納付期間における平均賃金月額×年金加入期間×2% (ただし、21年以上加入期間がある場合には平均賃金月額に応じて2~2.3%)。繰上げして受給した場合には、原則として1か月あたり0.5%が減額される。なお、繰下げして受給することもでき、この場合には増額される。なお、最低額及び最高額の定めがある。

## 4 労働条件・労使関係

### (1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

〈表1-5-7〉ポルトガルの賃金・消費者物価の上昇率の推移

		(%)									
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
賃金	5.1	3.6	1.0	2.6	1.0	0.3	5.5	2.5	3.0	-0.3	
消費者物価	4.4	3.7	3.3	2.5	2.1	3.0	2.4	2.7	-0.9	1.4	

資料出所：EU統計局 (EUROSTAT)

賃金上昇率は、2001年以降1%~5%台で推移したが、2010年はマイナス0.3%となった。

消費者物価上昇率は、同時期に、2%~4%台で推移したが、2009年はマイナス0.9%となった。2010年は1.4%となった。

〈表1-5-8〉ポルトガルの労働時間の推移 (週当たり、被用者)

		(時間)									
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
労働時間	39.2	39.3	39.0	39.1	39.1	39.1	39.0	39.0	39.0	39.1	
うちフルタイム労働者	40.2	40.2	40.0	40.1	40.2	40.1	40.2	40.2	40.2	40.2	

資料出所：EU統計局 (EUROSTAT)

労働時間については、2001年から2010年まで、39時間台前半で推移している。フルタイム労働者は40時間台前半となっている。

〈表1-5-9〉ポルトガルの労働災害件数の推移

		(件)							
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
労働災害発生件数	177,059	161,405	156,856	160,443	155,093	160,165	161,452	145,666	
死亡災害発生件数	346	339	298	294	283	243	265	208	

資料出所：EU統計局 (EUROSTAT)

注：労働災害発生件数は、3日以上休業を必要とする労働災害の発生件数である。

労働災害件数は、2002年から2007年まで16万件前後で推移したのち、2008年は約14.6万件となっている。

死亡労働災害件数は、2001年以降ほぼ一貫して減少しており、2008年には208件となっている。

### (2) 労使団体<sup>8)</sup>

#### a 労働組合員数及び組織率

Eurofoundのデータによれば、2009年時点のポルトガルにおける労働組合の組織率 (労働者が労働組合に

■ 8) 資料出所：Eurofoundのポルトガルの労使関係プロフィール (Portugal: Industrial relations profile) (<http://www.eurofound.europa.eu/eiro/country/portugal.pdf>)

参加する率)は、約22%となっている。

組合員数は70~80万人程度であると推定され、ポルトガル労働総同盟(Confederação Geral dos Trabalhadores Portugueses : CGTP)がそのうち約3分の2を占めている。

公共サービスと大企業の一部において組織率が高く、製造業や中小企業の割合が高い民間部門では組織率が低くなっている。

**b 労働者団体**

労働組合の主な全国的組織としては、ポルトガル労働総同盟(CGTP)、労働総連合(União Geral de Trabalhadores : UGT)がある。ポルトガル労働総同盟(CGTP)は最大の労働組合連盟であり、製造業および民間サービス部門の労働者を代表する組織である。労働総連合(UGT)は銀行、公共サービス、および公益事業を行う大企業における労働者を代表する組織である。

**c 使用者団体**

使用者団体の主な全国的組織としては、ポルトガル産業連盟(Confederação da Indústria Portuguesa : CIP)、ポルトガル商業・サービス業連盟(Confederação do Comércio e Serviços de Portugal : CCP)がある。ポルトガル産業連盟(CIP)は工業とサービス業(大企業中心)の経営者を代表する組織で、ポルトガル商業・サービス業連盟(CCP)はサービス業(中小企業)の経営者を代表する組織である。

このほか、ポルトガル農業連盟(Confederação dos Agricultores de Portugal : CAP)とポルトガル観光業連盟(Confederação do Turismo Português : CTP)がある。

**(3) 労働争議の発生件数等**

〈表1-5-10〉ポルトガルの労働争議件数等の推移

年	(件、千人、千人日)						
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
争議件数	208	250	170	122	126	155	99
参加人員	26	80	30	32	22	33	29
労働損失日数	42	108	53	46	27	44	30

資料出所：EU統計局 (EUROSTAT)

**5 労働施策をめぐる最近の動向**

2011年7月に労働市場改革案が政府より示され、政労使三者(ただし、最大の労働組合ポルトガル労働総同盟(CGTP)は反対の姿勢)で合意された。内容は、以下に示すものなどとなっている。

- 失業給付の上限を1,257.66ユーロから1,048.55ユーロに引き下げ、最長給付期間を30か月から18か月に短縮する。
- 失業期間が6か月以上の労働者を新規雇い入れた場合、賃金の一定額(6か月目までは1/2、7か月目から12か月目までは1/4、ただし、419.22ユーロ/月を上限とする)を事業主に対して補助する。
- 解雇補償金の引下げ、祝日・休暇の見直しを行う。

**参考文献**

- ポルトガル共和国政府のホームページ
  - ポルトガル労働・社会連帯省 (MTSS) (<http://www.mtss.gov.pt/>)
  - ポルトガル雇用・訓練庁 (IEFP) (<http://www.iefp.pt/Paginas/Home.aspx>)
  - ポルトガル社会保障庁 (Social Security Institute) (英語版) (<http://www2.seg-social.pt/ingles/left.asp?03.07.01.04>)
  - 労働及び雇用における均等委員会 (Commission for Equality in Labour and Employment : CITE) (英語版) ([http://www.cite.gov.pt/en/about\\_us.html](http://www.cite.gov.pt/en/about_us.html))
  - ポルトガル内務省 (Ministério da Administração Interna : MAI) 移民・難民政策 (IMIGRAÇÃO E ASILO) (<http://www.mai.gov.pt/index.php?s=&pid=53#i>)  
ポルトガル移民局 (Serviço de Estrangeiros e Fronteiras : SEF) (英語版) (<http://www.sef.pt/portal/V10/EN/asp/page.aspx>)
  - ポルトガル投資貿易振興庁 (AICEP) Portugal - Labour System (2011年1月、英語版) (<http://www.portugalglobal.pt/EN/Biblioteca/Documents/PortugalLabourSystem.pdf>)
- EUのホームページ
  - EURES (European Employment Services)のLiving and working conditions, Portugal (<http://ec.europa.eu/eures/main.jsp?countryId=PT&acro=living&lang=en&parentId=0>)
  - EUROFOUNDのポルトガルの労使関係プロフィール ([http://www.eurofound.europa.eu/eiro/country/portugal\\_3.htm](http://www.eurofound.europa.eu/eiro/country/portugal_3.htm))

## (3) Eurostat

– Minimum wage statistics, Monthly minimum wages – country-specific information (earn\_mw\_cur) Situation as on 1 July 2011

([http://epp.eurostat.ec.europa.eu/cache/ITY\\_SDDS/Annexes/earn\\_minw\\_esms\\_an1.pdf](http://epp.eurostat.ec.europa.eu/cache/ITY_SDDS/Annexes/earn_minw_esms_an1.pdf))

(4) 欧州委員会 MISSOC (<http://missoc.org/>)

## 3. その他

## (1) アメリカ社会保障庁

Social Security Programs Throughout the World: Europe, 2010, Portugal

(<http://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2010-2011/europe/portugal.pdf>)